

「企業の森・産学の森」推進事業 F A Q

1 応募資格関連

質 問	回 答
1 京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1社と大学等研究機関のみで、応募することは可能か。	可能です。ただし、大学等研究機関は補助金交付対象機関とは認められませんが、大学等研究機関への受託（共同）研究費は補助対象経費に含めることができます。 なお、1企業の上限は3,000万円ですが、産学連携グループで提案の場合、大学等研究機関との受託（共同）研究費については、2,000万円まで加算可能ですので、最大5,000万円（3,000万円+2,000万円）となります。
いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、提案可能か。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写を、法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。 （※応募要領6「応募手続」参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。
令和元年度「企業の森・産学の森」推進事業にグループ構成企業として採択されました。今年度、「企業の森・産学の森」推進事業にグループ構成企業として応募することは可能ですか。	令和元年度「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業、「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」で採択された企業でも、異なるテーマであれば令和2年度「企業の森・産学の森」推進事業に応募可能です。 ※ 令和元年度「企業の森・産学の森」推進事業で補助金の交付決定を受けた場合でも同種のテーマでコースのステップアップであれば応募可能です。
様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。

6	販売等取引先とグループを組んで事業の実用化に取り組んでいる事業はどのようなものが対象か。	例えば、試作品・サービスの開発、テスト販売等において、商社等の販売先となる顧客等取引先が構成企業として参画して取り組むなど、試作、開発等から販売まで事業化が具体的に組み込まれている事業が対象となります。 ※あくまでも一例ですので、幅広い御提案をお待ちしております。
7	首都圏などの副業・兼業人材紹介会社と連携し、副業・兼業人材を活用して取り組んでいる事業はどのようなものが対象か。	例えば、試作品・サービスの開発等のプロジェクト遂行にあたり、IoTなどの高度技術に精通した専門家を月1回程度招聘して課題解決を図り、事業化に取り組まれている事業などが対象となります。 ※あくまでも一例ですので、幅広い御提案をお待ちしております。
8	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください） なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を算してください。また、記載されている事業主及び役員は除く計算してください。

2 対象経費関連

	質問	回答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何か必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものか。	事業化促進コース、本格的事業展開コースとも土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。ただし、本格的事業展開コースのみ、量産段階で調達し、かつ、量産が主用途の設備で減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものも含まれます。これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは事業化促進コース同様、1/2とします。 なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等で計上してください。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。